

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

春日井市〇〇〇

〇〇〇〇

### 2 請求書の提出

令和2年5月7日

### 3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書及び陳述書の内容から次のとおりであると解した。なお、請求書及び陳述書の原文は、末尾に掲載した。

#### (1) 請求の趣旨

ア グルッポふじとう（正式名称は高蔵寺まなびと交流センター、以下「当該施設」という。）の駐車場については、通常時は敷地内駐車場を使用し、当該施設の約200m北部に位置する旧藤山台調理場跡地（以下「跡地」という。）を整備した駐車場（以下「本件駐車場」という。）はイベントの開催や混雑時の対策のため暫定的に使用する暫定駐車場としている。

イ 敷地内駐車場不足について、企画当初（平成27年度）から懸念がありながら、必要な整備を行わなかったため、当該施設の開所（平成30年4月）後、本件駐車場は常態的に使用されている。本件駐車場は、約200mも離れており、常態的に使用するには適していないため、敷地内駐車場不足に関して多くの市民から不満の声が出ている。公費の支出は行政需要の内容や優先度を背景とする政策的な判断に基づいて行われるべきであるが、当該施設に必要な駐車場を100台程度と想定していたにもかかわらず、敷地内駐車場を44台しか整備しなかったことは、市の過失と言わざるを得ない。他の類似規模の施設と比較すると不足していることは明白である。

また、本件駐車場以外に検討できる当該施設の駐車場の候補用地として、市民から活用の要望がある敷地内の運動場等や隣接する烏洞公園があることを市は認知している。

ウ 市は、令和元年12月8日から令和2年3月19日まで跡地におけるアスファルト舗装工事（以下「本件工事」という。）を行い、15,569,400円を支出（以下「本件支出」という。）した。

本件支出は、利用者アンケートや当該施設からの距離、より適した公共用地が他に複数あることを勘案すれば、その目的に合致せず、地方財

政法第4条第1項に規定する、その目的を達成するための支出と認められない。

跡地は、あくまで暫定駐車場の位置づけであり、他の公共施設において長年砂利のまま供用されていることに照らすと、本件工事を実施する合理的な理由はなく、要する約1,600万円もの投資は、一般的に暫定といえる範囲を逸脱している。

本件工事に至った意思形成過程が分かる文書は、ベビーカー利用者等からの本件駐車場が砂利であることへの苦情等3件であり、不十分なものである。この3件があるからといって、敷地内駐車場を増設する議論があり、増設の可能性もある状況下では、本件工事の実施は拙速であり、極めて不当な判断である。

また、ベビーカー利用者や乳幼児に約200mもの距離を歩かせる前提で本件工事を行ったこととなり、児童館などの施設利用を想定した距離としては社会通念上著しく配慮を欠くものである。

エ 跡地は、当該施設の駐車場として供することに合理的理由はなく、本来は民間売却等の可能性もあることに鑑みると、本件工事以前、いわゆる更地に近い状態にしておくことが市場価値や流動性の観点からも適当である。したがって、現状において財産の管理を怠る事実が認められる。

また、本件工事により、跡地を暫定ではなく、正規の駐車場として錯誤・誤認される損失を市は被っており、原状回復（本件工事前の状態に戻す）には、相当の費用を要する。したがって、違法・不当な意思形成によって本件工事を行った市長には、原状回復義務があるのは当然である。

オ 運動場整備案（令和2年度整備予定）において、敷地内駐車場増設よりも芝生広場等整備を優先させるべき市民の需要があるとは判断できず、市民の声に照らすと合理性に欠くものである。また、集客増数の予測を行っていないことは、この案を進める合理的根拠が乏しいことを示しており、駐車場台数を積算しないことは不作為である。よって、この整備案は明らかに不当である。

カ 曖昧な議会答弁を繰り返し、合理的な説明がされておらず、適切な駐車場のあり方が検討されたものとは評価し難い。市長と部長の答弁の矛盾から適切に意思形成が図られていない蓋然性が高い。

キ 次の法令に違反する。地方自治法第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）、地方財

政法第4条第1項（地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。）、同第8条（地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。）、地方公務員法第30条（すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。）、同第35条（職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。）

ク 以上のとおり、本件工事は合理性を欠く違法・不当な状態で行われ、本件支出は、財務会計上違法・不当であり、跡地については違法・不当な状態にあるため、財産の管理を怠る事実が認められる。

## (2) 措置要求

市長に対し、本件支出による損害 15,569,400 円を市に返還すること、本件工事前の状態に原状回復すること（または、回復に要する費用を市に支払うこと）を要求する。

## 第2 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和2年6月9日に陳述書の提出があった。

### 2 監査対象事項

本件支出が違法・不当な公金の支出と認められるか否かについてを監査対象とした。

なお、地方自治法第242条に規定する住民監査請求は職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。よって、当該施設の整備に当たり跡地を暫定駐車場として整備すると判断したこと、及び今後実施される運動場整備案については、財務会計上の行為に当たらず、監査の対象とならない。ま

た、財産の管理を怠る事実について、行政実例では「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。(自治省行政課長通知昭和 38 年 12 月 19 日)」と解されており、跡地がアスファルト舗装され、更地に近い状態にしていることは財産の管理を怠る行為(不作為)に当たらず、監査の対象とはならない。

### 3 監査対象部局調査

本件工事に係る事務を執行した、まちづくり推進部の職員(まちづくり推進部長、ニュータウン創生課長等)に対して説明を求め調査を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 確認した事実

まちづくり推進部への調査及び関係資料等により、次の点について確認した。

#### (1) 本件駐車場の整備状況について

ア 場所 藤山台1丁目2番

イ 面積 4,206.59 m<sup>2</sup>

ウ 位置づけ

平成27年6月に策定した「藤山台中学校区旧小学校施設の活用のための基本方針(以下「基本方針」という。)」において、区域内への自動車交通の進入を可能な限り避ける趣旨から区域内の交通安全を阻害しない適切な場所に駐車スペースを確保することを定めており、跡地は、藤山台保育園の烏洞公園への移転に伴う都市公園の代替用地として位置づけられ、平成27年度の「旧藤山台東小学校施設の改修設計ワークショップ」を経て、当該施設の暫定駐車場として使用することとされていた。

本件駐車場と当該施設の距離については、他の公共施設において、同程度の距離の駐車場を利用している状況から妥当であると判断していた。

エ 歩道ネットワークの形成

基本方針に基づき、当該施設、跡地等を含めた「まなびと交流のセンター」の歩道ネットワークの形成を実現するため、平成28年2月に「都市再生整備計画」を策定し、当該施設への安全なアクセス性を高めるため、国庫補助を受け、平成28年度及び29年度に本件駐車場と当該施設間の道路(市道7193号線)において歩道整備を行っていた。

オ 本件駐車場の整備

平成 29 年度、当該施設の整備工事と並行し、砂利、単管パイプによる車止め、トラロープによる駐車枠線等の簡易で安価な施工方法により本件駐車場の整備を行っていた。

(2) 駐車場利用状況について

ア 本件駐車場の管理運営

本件駐車場は、平成 30 年 4 月 1 日の開所以降、当該施設の北部に位置することから利用者に分かりやすいよう「北部駐車場」の名称が使用されていた。当該施設が開所当初から非常に盛況であったことから、本件駐車場は施設開館時間（午前 9 時～午後 8 時）は常に開放され、恒常的な駐車場として、指定管理者により当該施設と併せて管理運営されていた。

イ 本件駐車場の利用状況等

指定管理者からの報告によると、敷地内駐車場は、曜日にかかわらず日中概ね満車状態が続くため、敷地内駐車場に駐車できない利用者は本件駐車場を利用している状況であった。また、その状況について、市職員による現地確認も行われていた。

(3) 本件工事の実施決定に係る判断について

ア 本件駐車場に係る利用者からの要望等

平成 30 年度上半期において、本件駐車場の利用者が砂利に足をとられて負傷するなど、指定管理者からの報告事例が 3 件あるほか、ベビーカーを使用する児童館利用者、高齢者、障がいを持つ利用者などから不満の声があり、市は、本件駐車場のアスファルト舗装について指定管理者から要望を受けていた。

イ 都市公園の代替用地の検討状況

藤山台保育園については、平成 28 年度及び 29 年度に保育園担当部局と調整を行った結果、修繕により対応することとし烏洞公園への移転を行わないこととなったため、跡地は都市公園の代替用地としての方向性が無くなったと判断され、平成 31 年 1 月に、跡地における都市公園の代替用地の記載を削除した形で都市再生整備計画の変更手続きが行われていた。

ウ 本件工事に係る予算要求

上記「ア」及び「イ」に基づき、本件駐車場の安全性を確保するため、平成 31 年度における「北部駐車場舗装工事」の予算要求事務を行い、平成 31 年第 1 回市議会定例会（3 月議会）に提出した平成 31 年度一般会計予算案については、提案理由説明（北部駐車場舗装工事費用含む）の後、3 月 11 日の建設委員会において全会一致で可決され、同月

19日の本会議において賛成多数で可決されていた。

エ 本件駐車場整備の方法

本件駐車場整備の方法については、他の公共施設の実態やアスファルト以外の工法を検討した結果、安全性、平坦性、施工性、経済性の観点からアスファルト舗装が最も適当であると判断していた。

(4) 入札、契約及び支出事務

ア 入札及び契約

春日井市契約規則等にのっとり、令和元年11月29日、6者参加による事後審査型一般競争入札を執行し、最も低額であった業者との間で、同年12月17日、工事請負契約を締結していた。

イ 支出事務

春日井市会計規則等にのっとり、契約書及び請求書に基づき、令和2年1月10日に前払金6,400,000円、同年4月20日に残額9,169,400円を業者に支払っていた。

(5) 意見の取扱い

利用者の声を聞くことができるよう当該施設内に意見箱を設置しており、運営上の意見や軽微な修繕については指定管理者が対応していた。

施設整備等に関する意見のうち新たな行政機能の導入や大規模な修繕など、市の判断が必要なものについては、施策の方向性や同種の意見数等を総合的に判断した上で市が対応していた。

2 判断

確認した事実等に基づき、本件支出が財務会計上違法・不当であるという主張について次のとおり判断する。

(1) 本件支出事務について

「第4監査の結果 1確認した事実」(以下「1確認した事実」という。)

(3)ウによると、市長が平成31年第1回市議会定例会に提出した、本件工事に係る予算を含む平成31年度(令和元年度)一般会計予算案は、同年3月11日の建設委員会において全会一致で可決され、同月19日の本会議において賛成多数で可決されていることから、本件工事に係る費用について、議会の了承が得られていたことが確認できる。

その後の入札、契約及び工事代金の支出に関する財務会計事務は、春日井市契約規則及び春日井市会計規則等の関係する規程にのっとり行われたものであり、本件支出は、適正な予算の執行であると認められる。

また、「1確認した事実」(3)エによると、本件工事の内容については、安全性、平坦性、施工性、経済性の観点から他の舗装方法も比較考量する

など総合的に判断されており、整備方法の選択や施工内容・価格の決定において、違法・不当といえるものは見受けられなかった。

## (2) 本件工事实施の判断

請求人は、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項、同第8条に違反していると主張しているところ、判決によれば、「上記各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決）。」（大阪高等裁判所平成17年7月27日判決）とされている。

本件工事を実施することとした市長の判断は、広範な裁量に委ねられているものであるが、上記の判例に照らし、裁量権を逸脱又は濫用するものであるかについて確認する。

請求人は、利用者から本件駐車場が砂利であることへの苦情が3件あったからといって、アスファルト舗装することは拙速であると主張しているが、「1 確認した事実」(3)アによると、利用者が砂利に足をとられて負傷するなど指定管理者からの報告事例3件のほかに、ベビーカーを使用する利用者等から不満の声があり、指定管理者からアスファルト舗装実施の要望があったことを受けて、市は、本件駐車場利用者の安全性や利便性確保の観点から総合的に検討を行い、問題解決のため約1,600万円を必要な経費としてアスファルト舗装工事を選択したものであるから、その判断は拙速なものとはいえず、妥当な判断と認められる。市民の声を反映し、総合的な検討がなされていたことを考慮すれば、本件工事实施の判断は、全く事実の基礎を欠くものや社会通念に照らして著しく妥当性

を欠くことが明らかであるものとは認められない。

なお、請求人は、ベビーカー利用者等に約 200m もの距離を歩かせる前提で本件工事を行ったことは、児童館などの施設利用を想定した距離としては社会通念上著しく配慮を欠くと主張するが、現に駐車場として利用されている状況においては、約 200m の距離をもって、利用者の安全性や利便性確保を目的としたアスファルト舗装を行わない理由にはなり得ないものといえる。

また、請求人は、跡地はあくまで暫定駐車場の位置づけであり、他の公共施設において長年砂利のまま供用されていることに照らすと、本件工事を実施する合理的な理由はなく、要する約 1,600 万円もの投資は、一般的に暫定といえる範囲を逸脱するものと主張しているが、「1 確認した事実」(2)によると、本件駐車場は、当該施設開所当初から開館時間は常に開放され、一定の利用がある状況に加え、跡地は都市公園の代替用地としての方向性がなくなったと判断されたものであり、今後も恒常的な駐車場利用が見込まれる状況においては、本件工事が暫定という範囲で実施される必要があるとはいえず、その範囲を逸脱するかどうかで違法・不当が判断されるものではないと考えられる。

なお、本市においては、公共施設の駐車場に係るアスファルト舗装の要否に関する基準は調査した限りにおいて存在せず、各施設の個別の事情に鑑み検討された上で駐車場整備に係る判断がなされていることから、長年砂利のまま供用されている他の公共施設駐車場があるからといって、本件工事实施について合理的理由がないと判断することはできない。

よって、市長の判断が著しく合理性を欠き、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

したがって、本件工事实施の判断は妥当であり、本件支出は適正な予算の執行であるといえる。

以上のことから、本件支出は違法・不当な公金の支出と認められない。

### 3 結論

本件請求のうち、本件支出が違法・不当な公金の支出とする請求人の主張には理由がないと認められるので、これを棄却し、その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないので、これを却下する。



## 春日井市職員措置請求書（原文のまま記載）

### 春日井市職員措置請求書

藤山台調理場跡地のアスファルト舗装工事に係る春日井市長伊藤太に関する措置請求

#### 請求の要旨

1. グルッポふじとうの駐車場については、通常時は敷地内駐車場を使用し、藤山台調理場跡地は「イベントの開催や混雑時の対策」のため、あくまで暫定的に使用するものとしている。藤山台調理場跡地が「暫定」ではなく「正規」の駐車場になったという議論はない。つまり、今日現在も藤山台調理場跡地はグルッポの暫定駐車場という位置づけにある。

※

「施設の北側の藤山台調理場跡地を暫定駐車場として活用してまいります。」  
(水野ニュータウン創生課長 H29年2月1日建設委員会)

「来館者のための駐車場につきまして、施設の敷地内に約50台分を整備するとともに、暫定的に旧藤山台調理場跡地にさらに100台分を確保いたします。」  
(H29年3月9日熊木まちづくり推進部長)

「駐車場につきましては施設内に約50台分を整備するとともに、藤山台調理場跡地に暫定駐車場として約100台分を確保してまいります。」(H29年6月28日熊木まちづくり推進部長)

2. (仮称)まなびと交流センター(後にグルッポふじとう)企画当初から、敷地内に駐車場が不足することを懸念する声がありながら市は必要な敷地内駐車場整備を行わなかったため、グルッポ開所後、藤山台調理場跡地が「暫定的」ではなく常態的に使用される事態となった。藤山台調理場跡地は施設から約200mも離れており、常態的にグルッポの駐車場として使用するには適していないため、今日に至るまでグルッポの敷地内駐車場不足に関して多くの市民から不満の声が出ていることは、各種アンケートなどで客観的事実であり、市長伊藤太はその事実を認識している。藤山台調理場跡地は、施設からの距離があり、各種アンケートなどにおける市民の声に照らしても駐車場用途として利用者意向に合致していないことは明白である。
3. 市の「駐車場総数が足りている」とする主張は不自然である。2020年第一回定例会一般質問において、「駐車場総数が足りている」とする根拠は？との問いに対して市(伊藤太)は明確に答弁しなかったことから、藤山台調理場

跡地はあくまでも暫定駐車場であることを認知しているので、「駐車場総数が足りている」と主張することに論理矛盾や論理の飛躍を自覚している蓋然性が高いと考えられる。

※

「通常時は敷地内駐車場と北部駐車場で、駐車台数としまして総数は確保できている」（令和元年9月25日前川まちづくり推進部長）

「増設した後の駐車台数で足りるのかという点につきましては、通常時は敷地内駐車場と北部駐車場で確保できると考えております。」（令和元年12月12日前川まちづくり推進部長）

4. 公費の支出は行政需要の内容や優先度を背景とする政策的な判断に基づいて行われるべきものである。市はグループふじとうに必要な駐車場は、H27年の基本設計当時、100台程度と想定していたにもかかわらず、当初利用者向けの敷地内駐車場を44台しか整備しなかったことは、市の過失と言わざるを得ない。
5. グループふじとうの駐車場として、藤山台調理場跡地以外に検討できる候補用地として、グループの敷地内の運動場等の低未利用地やグループ南東の烏洞公園がある。それら候補地は、利用者ニーズを満たすための十分な（多くの）駐車場を確保することができる面積があり、グループ建屋に隣接している。現に烏洞公園について、市は「烏洞公園につきましては、今後の土地利用の流動性を確保し、先ほどもお答えしましたが、イベント開催時に駐車場が不足した場合には、臨時駐車場として一時的に利用することを検討しております。」（前川まちづくり推進部長R元年12月12日）としていることから烏洞公園について、当面他の公共用途としての活用目途もないと類推できる状況であり、駐車場用地とすることが可能であると市は認知している。
6. 利用者アンケート等やグループからの距離等を勘案すれば、グループの駐車場として、藤山台調理場跡地よりも適した公共用地が他に複数あることを勘案すれば、藤山台調理場跡地をアスファルト舗装工事する公金支出はその目的に合致していない。したがって、地方財政法4条1項に規定する「その目的を達成するため」の支出と認められない。
7. 低未利用地になっているグループ敷地内の運動場等は、グループのH30年4月開所後の利用実態や、利用者アンケートやグループ従業員向けアンケート等の結果に照らして、敷地内駐車場として活用することが多くの市民から

望まれていることは客観的事実として市長は認知し得る立場にあり、認知する機会もあった。

8. グルッポ敷地内の運動場等の低未利用地を芝生広場や遊具ゾーンに大半の面積を割くことは利用者アンケートやグルッポ従業員向けアンケート等の結果等、市民の声に照らすと合理性に欠くものである。公費の支出は行政需要や優先度を背景として政策的な判断が行われるべきであるから、現在市が示している運動場整備案（R 2年度整備予定）は明らかに不当である。

また、市が新たに運動場に芝生広場等を整備することによる集客増数の予測を行っていないことも、この整備案を進めることに合理的根拠が乏しいことを示す一つの証左と言える。

※

「運動場整備による具体的な利用者の増加人数は予測しておりません」（令和元年12月12日まちづくり推進部長）等

9. 市は芝生広場等の整備案の根拠として「高蔵寺まなびと交流センター運動場整備 意見募集結果」を提示すると思われるが、「A芝の運動場」「B遊具・休憩施設」「Cグルッポの散歩道」「Dグルッポの大屋根」「E正面駐車場の拡張」はそれぞれが単体の設問となっており、真の行政需要や優先度を聴取するものではなく、このアンケートからはグルッポ敷地内において駐車場増設よりも芝生広場等の整備を優先させるべき市民の需要があるとは判断できない。また、意見聴取期間は2週間しかなく、250件の回答しか得ておらず、グルッポの一日当たりの平均利用者数が1570人であることからすると、サンプル数は不十分である。さらに、懸案となっていた正面駐車場については、アンケート上で拡張台数を示しておらず、必要十分な市民意見が聴取されたものとは到底評価できない。

10. グルッポふじとうは類似規模の施設と比較すると敷地内駐車場が不足していることは明白である。グルッポふじとうは、平成30年度の利用者としては、48万3,419人、1日当たりの平均利用者数は約1,570人、駐車場台数は、敷地内が44台。文化フォーラムは、平成30年度の年間利用者は50万4,647人、1日当たりに平均すると約1,640人、駐車場については168台。（R1年12月12日前川まちづくり推進部長答弁より抜粋）

グルッポは図書館だけでなく、児童館、自習室、カフェ、地域包括支援センター、体育館など複数の機能を有しており、常態的に非常に多くの利用者が駐車場利用意向を持っている。敷地内駐車場不足から、グルッポ利用を控えている

声もあることから、潜在的利用者の存在も念頭に置いておかななくてはならない。

また、運動場に芝生広場等を整備することによる利用者数増や滞在時間が増加することは容易に推測できる。市はその認識があるにもかかわらず、駐車場の必要台数を積算しないことは不作為である。

※

「運動場整備による具体的な利用者の増加人数は予測しておりませんが、児童館利用者や図書館利用者が屋外にも滞在することで、これまでより滞在時間は長くなるものと考えております。」（令和元年12月12日まちづくり推進部長）等

11. 市の公有財産である藤山台調理場跡地において、R元年12月8日（着手）～令和2年3月19日（しゅん工）の間に、アスファルト舗装工事が行われた。要した公費支出は15,569,400円である。
12. 藤山台調理場跡地は各種アンケートなどにおける市民の声に照らして、駐車場用途として利用者意向に合致しないことは明白である。あくまで暫定駐車場の位置づけであり、暫定の用途としているものに対して付加する財産的な価値には限度があり、暫定使用される駐車場へ約1600万円ものアスファルト舗装工事をするという本件の投資は、一般的に「暫定」と言える範囲を逸脱している。財産の管理を怠る事実が認められる。
13. 係る整備に至った意思形成過程が分かる一切の文書として、3件（枚）の架電内容を示した文書が開示された。それは暫定駐車場が砂利であることへの利用者からの苦情・不満の声であった。しかし、約1600万円ものアスファルト舗装を行う意思形成過程を示す文書としては不十分なものである。一方で、敷地内駐車場が十分に整備されていれば利用者にとって敷地内駐車場を利用するのが合理的行動であり、当時、敷地内駐車場において駐車場を増設する議論が行われているなかであるから、暫定駐車場の砂利への苦情・不満の声が3件あったからと言って、暫定駐車場をアスファルト舗装することは拙速であり、敷地内駐車場を増設する可能性がある状況下では極めて不当な判断である。
14. 藤山台調理場跡地は、グルッポの駐車場用地として供することに合理的理由がなく、現状においてその他の公共用途として利活用される計画はない。したがって、本来は民間売却等の活用可能性もある土地であることを鑑みるとアスファルト舗装した状態よりも、アスファルト舗装工事以前の状態、いわゆる

更地に近い状態としておくことが市場価値や流動性確保の観点からも適当である。

さらに、リニュータウン計画（p. 31 図 16）では旧藤山台調理場を「まちづくりの用地として活用」としているから、原状回復がなされ当該土地の様々な有効活用策について検討され得る状態にしておくことが市の財産管理上適当である。従って現状において財産の管理を怠る事実が認められる。

また、アスファルト舗装工事により、春日井市は、春日井市が当該土地を「暫定」ではなく「正規」の駐車場として利用しているかのように第三者が錯誤・誤認することによる損失を被っており、また市が原状回復させるためには相当の費用を要する。したがって、違法・不当な意思形成によって舗装工事を行った市長伊藤太には原状回復義務があるのは当然である。

※ここで言う原状回復とは、アスファルト舗装工事を行う前の状態に戻すことを指している。

15. 「今後の利用形態については今、全体を絡める中で考えているというところであります。」（H30年9月25日市長伊藤太）、「全体を見て」（R元年12月12日市長伊藤太）というのは自治体の長としていわば当然のことあるが、行政需要やその優先度を背景として判断するべきところ、曖昧な議会答弁を繰り返し合理的説明がなされていないことからしても適切に駐車場のあり方の検討がなされた（なされている）ものとは評価し難い。一般的には、駐車場のあり方について合理的な検討を行っているのであればどのように検討を進めているのか、具体的な説明を行えるものである。また、H30年9月25日一般質問に対する答弁では、市長伊藤太と部長が以下の通り矛盾した答弁を行っていることからしても適切に意思形成が図られていない蓋然性が高い。

※

「敷地内での駐車場の増設は考えておりません。」（H30年9月25日前川まちづくり推進部長）

「何も今のものをそのままいい、あるいは何も駐車場をつくらないと言っているのではなくて、」（H30年9月25日市長伊藤太）

16. 「地方公共団体による財産の取得が、その政策目的や取得の経緯等に照らして明らかに合理性を欠くとか、（中略）等の場合には、かかる財産取得行為は、上記の裁量を逸脱・濫用したものとして違法と解するのが相当である。」（名古屋地裁 H18. 5. 31）

17. 違反法令。

地方自治法 2 条 14 項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

地方財政法 4 条 1 項

「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」

地方財政法 8 条

「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」

地方公務員法 30 条

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

地方公務員法 35 条

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」

## 結論

以上の通り、藤山台調理場跡地のアスファルト舗装工事（R 元年度）は合理性を欠く違法・不当な状態で行われた。係る舗装工事にかかる公金の支出は財務会計上違法・不当であり、当該土地については違法・不当な状態にある為、財産の管理を怠る事実が認められることから、春日井市監査委員に対して、住民監査請求を行う。春日井市長伊藤太に対してアスファルト舗装工事に要した費用 15,569,400 円を市へ返還し、従前の状態に回復するよう勧告されたい。

## 春日井市が被った損害

1. 藤山台調理場跡地のアスファルト舗装工事費用 15,569,400 円。
2. 藤山台調理場跡地を R 元年度アスファルト舗装工事以前に戻すための原状回復費用。

## 責任

次の者は春日井市に対して、以下の損害賠償責任がある。

1. 春日井市長伊藤太
- イ. R 元年度に執行した藤山台調理場跡地に係るアスファルト舗装工事に要した費用 15,569,400 円
- ロ. 藤山台調理場跡地を R 元年度に執行したアスファルト舗装工事を行う前の

状態に原状回復させること。または、回復に要する費用。

#### 請求事項

1. 春日井市長伊藤太に対し、春日井市に生じた損害額 15,569,400 円を春日井市に返還することを勧告すること。
2. 春日井市長伊藤太に対し、藤山台調理場跡地を R 元年度のアスファルト舗装等を行う前の状態に原状回復することを勧告すること。(または、係る回復に要する費用を春日井市に支払うことを勧告すること。)

#### 請求人

住所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

令和 2 年 5 月 7 日

春日井市監査委員あて

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え上記請求事項の通り、必要な措置を請求する。

#### 事実証明書

1. 高蔵寺リニュータウン計画 p. 31
2. グルッポふじとう運動場の活用に関する管理者へのヒアリングについて並びにアンケート集計結果
3. 公文書一部開示決定通知書 (31 春ニュ第 391 号)
4. 高蔵寺まなびと交流センター運動場整備 意見募集結果
5. 市民の声一覧
6. H30 市長へのホットライン
7. グルッポふじとうの駐車場に対する御意見 (平成 30 年度)

春日井市職員措置請求陳述書（原文のまま記載）

書面による陳述書

2020年6月9日

春日井市監査委員 殿

請求人

〇〇〇〇

5月7日に提出した春日井市職員措置請求書について、下記の通り陳述を行います。

#### 記

春日井市職員措置請求書（5月7日提出）の主に「請求の要旨」13. 関係について追加的・補足的に陳述を行う。

春日井市の他の公共施設（例えば、東部市民センター、高蔵寺ふれあいセンター、総合福祉センターなど）複数における駐車場は長年にわたり砂利のまま市民に供用されていることや、ましてや藤山台調理場跡地はグループふじとうのあくまで暫定駐車場であることなどに照らして、市として藤山台調理場跡地へのみアスファルト舗装を行う合理的理由はない。

また、市は藤山台調理場跡地へアスファルト舗装工事を行うに至った意思形成過程（31春ニュ第391号）として、ベビーカー利用者（2件）や2歳児の声を挙げているが、さすればベビーカー利用者や乳幼児に公道を約200mもの距離を歩かせる前提でアスファルト舗装工事を行ったということになり、児童館などの施設利用を想定した距離としては社会通念上著しく配慮を欠くものである。

多数の市民・グループ利用者からグループの運動場を活用した敷地内駐車場の増設を求める要望が各方面から寄せられ、議論がなされているなかであり、十分にグループ敷地内に必要な駐車場を増設することができる状況であった。

したがって、藤山台調理場跡地のアスファルト舗装工事に係る公費支出は著しく合理性を欠くものであり、財務会計上違法・不当である。

以上